

写

令和6年8月5日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け宮労発基 0628 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり
の結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

記

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者

写

前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間973円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日